

第 24 回  
沖 縄 振 興 審 議 会  
議 事 録

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

第 24 回  
沖 縄 振 興 審 議 会  
議 事 次 第

日 時 平成26年4月4日（金）11:00～11:45

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・改正沖縄振興特別措置法の概要について
- ・経済金融活性化特別地区の指定について

3. 閉 会

## 沖縄振興審議会配布資料

- 資料 1            沖縄振興審議会委員名簿
- 資料 2            沖縄振興特別措置法等（抜粋）
- 資料 3            改正沖縄振興特別措置法の概要について（事務局説明資料）
- 資料 4            経済金融活性化特別地区の指定について（県申請）
- 資料 5            経済金融活性化特別地区の指定について（諮問）
- 資料 6            国家戦略特区の指定について

## —沖繩振興審議会委員名簿—

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| 1 沖繩県知事                  | 仲井眞 弘 多    |
| 2 沖繩県議会議長                | 喜 納 昌 春    |
| 3 沖繩の市町村長を代表する者（2名）      |            |
| 那覇市長（市長会会長）              | 翁 長 雄 志    |
| 恩納村長（町村会会長）              | 志喜屋 文 康    |
| 4 沖繩の市町村の議会の議長を代表する者（2名） |            |
| 那覇市議会議長（市議会議長会会長）        | 安慶田 光 男    |
| 南風原町議会議長（町村議会議長会会長）      | 中 村 勝      |
| 5 学識経験のある者（14名以内）        |            |
| 東京大学大学院経済学研究科教授          | 伊 藤 元 重    |
| 沖繩県中小企業家同友会相談役           | 糸 数 久美子    |
| 医療法人あけぼの会理事長             | 大 浜 悦 子    |
| 異文化コミュニケーター              | マリ クリスティーン |
| 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 | 小 西 砂千夫    |
| 元沖繩県農林水産部長               | 護得久 友 子    |
| 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授  | 高 橋 俊 介    |
| 特定非営利活動法人アクアプラネット理事長     | 田 中 律 子    |
| 株式会社紡代表取締役               | 玉 沖 仁 美    |
| 沖繩電力株式会社相談役              | 當 眞 嗣 吉    |
| 沖繩国際大学産業情報学部教授           | 富 川 盛 武    |
| 株式会社カルティベート代表取締役社長       | 開 梨 香      |
| 公益財団法人沖繩県文化振興会理事長        | 平 田 大 一    |
| シンクタンク・ソフィアバンク代表         | 藤 沢 久 美    |

## — 出席者 —

### ○審議会委員

仲井眞弘多委員、喜納昌春委員、志喜屋文康委員、安慶田光男委員、中村勝委員、伊藤元重会長、糸数久美子委員、大浜悦子委員、マリ クリスティーヌ委員、小西砂千夫委員、護得久友子委員、高橋俊介委員、玉置仁美委員、當眞嗣吉委員、富川盛武委員、開梨香委員、平田大一委員、藤沢久美委員

### ○内閣府

後藤田副大臣、亀岡大臣政務官、阪本内閣府審議官、井上政策統括官（沖縄政策担当）、石原振興局長、藤本官房審議官、岡本参事官（企画担当）、植田参事官（産業振興担当）、河合沖縄総合事務局長

### ○沖縄県

謝花企画部長、下地商工労働部長

○岡本企画担当参事官 それでは、皆様お集まりいただきましたようですので、ただいまから第24回「沖縄振興審議会」を開催いたしたいと思えます。皆様方には、年度初めのお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、18名の委員の皆様にご出席いただいております。

なお、会議の公開につきましては、沖縄振興審議会運営規則により、原則公開とすることになっておりますので、御承知おきいただければと存じます。

また、本日、御発言の際には、テーブルにご置きますマイクボタンを「ON」にしておいただき、御発言が終わりましたら「OFF」に戻していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、伊藤会長、よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 おはようございます。

委員の皆様には、お忙しいところ、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、本年3月に改正されました沖縄振興特別措置法の概要につきまして事務局より説明していただいた上で、経済金融活性化特別地区の指定につきまして御議論いただきたいと思えます。

まずは、後藤田副大臣から御挨拶を賜りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○後藤田副大臣 皆様、お疲れさまでございます。本日御出席の審議会委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、感謝申し上げます。

山本大臣が参議院本会議のため欠席でございますので、かわって御挨拶させていただきます。

経済金融活性化特別地区の創設等を内容といたします改正沖縄振興特措法が4月1日に施行されました。この法律に基づきまして、経済金融活性化特別地区の指定につきまして、本日お越しの仲井眞沖縄県知事より名護市をその区域として指定するよう申請がありましたので、本日、審議会で御審議いただくものでございます。

経済金融活性化特別地区は、対象業種を金融業に限定せずに、知事が設定する多様な業種を集積の対象とすることにより、広く企業・ヒト・投資を呼び込む枠組みを創設するものであります。この制度が企業に十分に活用され、沖縄における産業集積の進展と企業活動の活性化が実現されることを期待しております。

今回の法改正では、ほかにも、情報通信産業振興特区・地域や国際物流拠点産業集積地域につきましても、地域指定権限・事業認定権限の県知事への移譲や人数要件の緩和、対象業種の追加を措置いたしました。

内閣府といたしましても、経済金融活性化特区を初めとする各特区・地域制度が効果的に活用され、企業の集積や企業活動の活性化が図られるよう、仲井眞県知事とも連携し、制度の周知を図り、実際に企業の進出や投資につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

国会審議の場では、従来の金融業務特別地区が余り活用されていなかったという御指摘

をいただきました。経済金融活性化特区におきましては成果を上げられるよう、しっかりフォローアップも行ってまいりたいと思います。

委員の皆様におかれましては、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は、沖縄県が指定区域案の一つに位置づけられた国家戦略特区につきましても資料を配付しております。具体的な内容については、特区ごとに設置する国家戦略特区会議におきまして今後検討していくことになると考えておりますが、私どもといたしましても積極的に協力し、内容の充実を図ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、仲井眞県知事より御挨拶をお願いしたいと思います。

○仲井眞委員 会長、どうもありがとうございます。沖縄県知事の仲井眞でございます。

今、後藤田副大臣からのお話にありましたように、今度は、我々の要求、お願いした以上の予算をつけていただきました。さらに、今日のこの審議会でのメインテーマである税制についても、今、御紹介がありましたように、沖縄の観光であるとか情報通信、さらに物流等々、税制を改善したり、また新しく経済金融活性化特区というような形づくり直しをやっていただいたりとか、我々は盛りだくさんお願いしたのですが、ほとんど全部大変いい形の内容にいただきました。さらに、今もお話がありましたように、国家戦略特区につきましても沖縄を指定していただきました。等々、沖縄の経済、そして沖縄の社会の大発展のために我々は道具として大いに活用したいと思うのですが、いろいろな仕組み、制度、さらには予算を非常にいい形でまとめていただきましたことを心から感謝し、お礼を申し上げたいと思います。

無論、沖縄県といたしましては、こういう新しい制度をしっかりと活用しながら、御期待に沿えるように、予算、税制はしっかりしたものをつくっていただきましたので、活用して、立派な県をつくってまいりたいと考えております。これまで同様、審議会の先生方にも沖縄の発展のためにお力添えをよろしくお願い申し上げ、感謝とお礼の御挨拶にさせていただきます。まことにありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

○伊藤会長 ここで本審議会の委員の交代について御報告いたしたいと思います。

資料1「沖縄振興審議会委員名簿」を御覧ください。

3の沖縄の市町村長を代表する者のうち、町村会会長につきましては、城間俊安委員にかわり、恩納村長の志喜屋文康委員が御就任されました。

新たに御就任いただきました志喜屋委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○志喜屋委員 ただいま紹介いただきました沖縄県町村会の志喜屋文康であります。私は恩納村の出身でありまして、これから皆様方の御指導をいただいて、沖縄県の町村のためにしっかりやっていきたいという思いでおります。ぜひ御指導方よろしくお願いいたしま

す。(拍手)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

また、委員に御就任されてから初めてこの会に御出席となる高橋委員、玉沖委員、藤沢委員にも一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

まず、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 高橋でございます。私は、専門が人材育成、人材マネジメントでございまして、グッジョブ運動を7年ぐらいずっとお手伝いをさせていただいております。沖縄の雇用の質の向上、もう一つ、産業の優位性の向上のためにも人材育成というのは非常に重要な課題だと考えておりますので、今後も少しでも何かお役に立てればと思います。(拍手)

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

玉沖委員、お願いします。

○玉沖委員 私はかつて沖縄県に5年間住まわせていただいております、県のほうにも出向させていただきました。交流人口の活性化、6次産業化といった分野を担当させていただいております。偶然にも、グッジョブ運動の立ち上げもかつて担当させていただいておりました。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

次に、藤沢委員、お願いいたします。

○藤沢委員 ありがとうございます。

私は、特に沖縄との御縁というのは、以前に特区のほうに企業を誘致するところをお手伝いさせていただいたことはありますが、日ごろの仕事は、地域と海外、それから中小企業と大企業とか、違うものをつなぐという仕事をしておりますので、その観点からいろいろお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、本年3月に改正されました沖縄振興特別措置法につきまして、事務局から概要の御説明をお願いします。

○岡本企画担当参事官 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

資料3「改正沖縄振興特別措置法の概要について」を1枚おめくりいただきまして、1ページを下さい。

この改正は、先ほどの知事からのお話にもございましたように、沖縄県の要望を踏まえて税制改正要求を行い、昨年末に決定された税制改正大綱に基づき行われたものです。

まず、経緯を先に申し上げますと、先週金曜日、3月28日の参議院本会議で全会一致で可決・成立いたしました。4月1日から施行されております。

主な改正点は、下の括弧にございますように3点です。

1点目が「経済金融活性化特別地区の創設」でございます。従来の金融業務特別地区(金



融特区)を抜本的に見直し、対象産業を金融に限定せずに多様化したものでありまして、次の行にございますように、内閣総理大臣が沖縄県知事の申請に基づき沖縄県外の一の地域を指定する。沖縄県知事が経済金融活性化計画を策定し、沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業を設定する。内閣総理大臣がこの計画を認定する。また、沖縄県知事が所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定する。その他課税の特例措置、地方税の課税免除に伴う措置等を規定しております。

2点目が「情報通信産業振興地域等に係る特例措置の変更」です。沖縄県知事が情報通信産業振興計画及び国際物流拠点産業集積計画を策定して、情報通信産業振興地域等を指定する。従来は国が指定しておりましたが、これを県知事に権限を移譲するというものです。また、同様に、沖縄県知事が所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定する。この事業者の認定も従来国が行っておりましたけれども、これも県知事に移譲するというものです。

3点目が「航空機燃料税の軽減措置の拡充」です。航空機燃料税は、全国がキロリットル当たり1万8,000円ですが、沖縄と沖縄以外の本邦地域の間を航行する航空機は半分の9,000円となっております。これに加えて、沖縄県内の区域内の各地間、例えば那覇から石垣の航空機に関しましても、その沖縄路線の定義に加えまして、軽減して2分の1とするというものです。

次の2ページをお開き下さい。左上に「情報通信産業振興地域(情報地域)」があります。こちらは投資税額控除を受けられることになっております。

また、その下の括弧囲いに「情報通信産業特別地区(情報特区)」というものもあります。こちらは、その中の2行目にあるように、法人は4割の所得控除という特例を受けられることになっております。青いところにあるように、今まで主務大臣だったものが、右側にございますように、先ほど申し上げましたとおり、県知事にこれらの計画の策定権限や、事業者認定権限を移譲する。

加えて、左の投資税額控除のところ、例えば対象資産の下限取得価額条件が「1,000万円超」だったものを、右側のように「100万円超」に緩和する。また、下にあるように、常時使用従業員数要件が「10人以上」だったものを「5人以上」に緩和する。

また、右の下ですが、対象業種として情報通信機器の相互接続検証事業、例えばスマホと家電との接続を検証するものですが、そのような追加を行っております。

また、下の物流の関係で「国際物流拠点産業集積地域(物流特区)」があります。これも同様に県知事に権限を移譲したり、「1,000万円超」の要件を「100万円超」に緩和する。従業員数要件が「20人以上」だったものを「15人以上」に緩和するということや対象業種として『航空機整備業』を追加しています。

金融特区につきましては後ほど再度御説明しますので、ここでの説明は省略いたします。

3ページをごらん下さい。沖縄の各地域・特区制度の適用実績として、記載のとおりです。例えば、一番下の金融業務特別地区、今までの金融特区で見てくださいと、右側

にあるように、例えば15社、約500人の雇用を生むなど一定の成果は上がってきたわけですが、左にあるように、認定企業数が非常に少ないという状況にとどまっており、この使い勝手をぜひ大幅に改善していただきたいという県からの御要望もあり、また、これらに関して内閣府としても企業から実際にヒアリングを行って、その企業ニーズを把握した上で税制改正要求を行い、今回の法改正につながったということです。

先ほど後藤田副大臣の御挨拶にもありましたとおり、内閣府としても、沖縄県と連携して周知活動に努め、今回の制度改正の成果を上げられるように、実際に、企業の投資促進にもっとつながっていくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして「経済金融活性化特別地区の指定について」の議事に入らせていただきたいと思っております。

それでは、事務局より経済金融活性化特別地区の概要と地区指定の申請の内容につきまして御説明をお願いしたいと思います。

○植田産業振興担当参事官 引き続きまして、同じ資料3の4ページでございますけれども、経済金融活性化特別地区の概要でございます。説明が重複するところもございますが、従来の金融特区を発展的に解消して、多様な産業の集積を促進する特区として経済金融活性化特区を創設するというものでございます。

1つ目のポツにございますけれども、この特区の区域は、県知事の申請に基づいて内閣総理大臣が一を限って地区を指定するというものでございます。

集積の対象となる産業でございますけれども、従来の金融特区におきましては金融に限定していたわけですが、これが、県知事が経済金融活性化計画においてこの対象となる産業を設定する、そして内閣総理大臣が計画を認定するということで、対象産業を金融に限定せずに多様化をするというものでございます。

所得控除の対象となる事業者につきましては、沖縄県知事が認定をする。従来は国が認定していたものですが、この権限を移譲するというものでございます。

措置の概要でございますけれども、事業者認定を受けた法人は40%の所得控除がございます。主な要件があるのですが、従来、金融特区では「10人以上」という要件がありましたが、これを「5人以上」ということで緩和をしております。また、従来、金融特区におきましては「専ら金融業務を営む」という要件がありましたが、これを「主として対象産業を営む」ということで、ここについても使い勝手をよくしたという変更がございます。

また、投資税額控除につきましては、従来は1,000万円超の設備投資の場合に優遇税制が受けられたわけですが、これを100万円超の設備投資の場合に対象にすることにしてございます。

また、エンジェル税制を、今般、経済金融活性化特区において新設しております。従来のエンジェル税制がございますけれども、これに比べて要件を大幅に緩和しているもの

でございます。

一番下のところに「地区指定・計画認定の流れ」というフローチャートがございます。まず、沖縄県知事が地区指定に関して内閣総理大臣へ申請をする。そして、沖縄振興審議会の意見を聞いて地区の指定になっていく。こういうスキームになってございます。これで、上から2つ目のところでこの審議会での意見を聞く。本日、ここのステージにあるということでございます。

続いて、5ページです。これは、従来の情報地域・特区の地図でございます。黄色いところが情報地域、その中で赤い斜線のところが情報特区でございます。

続いて、6ページですが、国際物流拠点産業集積地域の図でございます。写真のところに赤い線がございますけれども、この赤い線の枠内が国際物流拠点産業集積地域として指定されているところでございます。

7ページでございますけれども、これは従来の金融特区のエリアで、名護市ということでございます。

続きまして、資料4でございます。資料4は、沖縄県知事から内閣総理大臣宛ての文書で、経済金融活性化特区の地域指定の申請文書でございます。中ほどにございますように、区域としては名護市ということでの申請の内容になってございます。

次のページでございますけれども、経済金融活性化特区の地域の指定の要件が幾つかございまして、その要件の内容と、その要件ごとに説明が記載されているペーパーでございます。

まず、(1)として、労働力の確保が容易であることという要件がございます。これにつきましては、右のほうに有効求人倍率の数字の記載がございますけれども、相当数の求職者があるということ。また、次のパラグラフでは、名護市には大学、高校、高専があり、毎年一定の卒業者が出ているということで、労働力の確保が容易であるという説明でございます。

(2)ですが、輸送施設及び高度な情報通信基盤が整備されていることという要件がございます。これにつきましては、名護市においては国道が整備をされているということ、また、沖縄自動車道の整備がなされているということ、また、次のパラグラフでは、高度な情報通信基盤が整備をされているという説明がなされてございます。

(3)ですが、土地の確保が容易であるということでございます。これにつきましては、私有地のうち、未利用地も多く、利用可能な用地が多いということで、土地の確保が容易であるという説明内容でございます。

(4)ですが、地区の指定によって産業の集積を促進することが沖縄の均衡ある発展に資すると認められるという要件でございます。これについては、北部圏域については雇用機会の拡大が図られるということで、定住条件の向上等々が進んでいる。「しかし」ということで次のページに記載がございますけれども、所得水準、完全失業率の問題があつて、産業の振興がなお大きな課題である。下から3つのパラグラフにございますけれども、こ

うした中で、名護市においては、昼間人口・夜間人口比率が那覇に次いで高いということで、北部圏域における教育・就業の中心となっているということでございます。

こうすることで、名護市が北部圏域において中核的な役割を担っている。したがって、名護市を経済金融活性化特別地区に指定をすることが沖縄の均衡ある発展に資するという説明内容でございます。

次のページでございますけれども、名護市長から沖縄県知事に宛てられた文書でございます。法律上、この地区指定の申請をするに当たりましてはあらかじめ関係市町村長の意見を聞かなければならないという規定がございまして、この規定に対応した形で名護市長から県知事に対する文書が提出されております。このような文書でございまして、一番下のところでございますが、「本市が指定されることについて、同意します」という内容でございます。

次のページは位置図でございます。

申請文書についての説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

また、国家戦略特区の指定につきまして事務局より御報告があるとのことですので、御説明をお願いしたいと思います。

○植田産業振興担当参事官 続きまして、資料6でございます。

3月28日に国家戦略特区諮問会議が開催されまして、国家戦略特区の指定区域の案について審議がなされております。その中の1つに沖縄県が位置づけられたところでございます。

2. ですが、今後、沖縄県など関係地方公共団体の意見を聞くなど必要な手続を経て、国家戦略特区を政令指定するとともに、特区ごとの区域方針を内閣総理大臣決定をするという予定になっております。

3. ですが、その後、特区ごとに設置されます国家戦略特別区域会議におきまして、追加の規制改革事項も含めて国家戦略特別区域計画が作成されることになっております。こういった中で事業内容の具体化が進められていくことになっております。

2ページ目、3ページ目には資料をつけておりますけれども、これは3月28日の国家戦略特区諮問会議で示された資料でございます。2ページ目にもございますように、区域の指定案が幾つか示されておまして、この中で6番目として沖縄県が指定区域案の1つとして示されているという状況でございます。

簡単で恐縮ですが、説明については以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの御説明につきまして何か御質問などございますでしょうか。

藤沢委員、どうぞ。

○藤沢委員 ありがとうございます。

今回の金融経済の特区について質問と意見を申し上げたいのですが、今回諮問さ

れているのは、この特区の指定について意見をということ、この名護市というところがふさわしいかということ、を恐らく議論しなければいけないのだらうと思っっているのですが、過去の資料3の3ページを拝見して、先ほど御指摘があったように、認定企業は今後ゼロということ。ただ「他の施策等」のところ、15社というのが数字として出てきているのです。これは一度進出されて認定を受けたのだけれども、ずっと長くいてくださらなかったという意味なのか、ここら辺の意味を御説明いただきたいと思いました。

その上で、今度は関連産業に幅を広げていきますということなのですが、どのような産業をイメージされているのか。また、その件に関しては、この後、総理大臣に知事からお出しになるということなので、きょうのトピックではないとは思いますが、地区を指定するに当たって大体どんな産業をイメージされているのかというのをぜひ伺ってきたいです。

その背景にあるのは、やはり人材の問題だと思うのです。人材がたくさんいますということですが、以前、金融特区を回らせていただいたときに、高度人材がないという声をたくさん聞きましたし、マネジメント人材を内地から連れてこなければいけないのだが、内地の人たちからすると、子供が通う学校がないということで、結局、長く滞在してくださる方が非常に少なかった印象があります。そういったことに関して何か手を打たれたのか、今後手を打たれるのか、そういったところも含めて伺えたらなと思います。

以上です。

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○植田産業振興担当参事官 ただいまの御質問について回答させていただきます。

資料3の3ページのところで「15社」と書いてございますけれども、これについては、これまで事業認定を受けた企業ということではございません。ただ、設備投資減税などの措置を使っているという会社はこの15社の中にございます。先ほども説明がございましたけれども、事業認定はこれまでハードルが高かったということもあって、それをより使い勝手をよくするというので今回要件の緩和等々を行っているところでございますし、また、その産業の多様化ということもやっているところでございます。

2つ目の質問がございましたけれども、産業については、今後計画がつくられて、その中で県知事のほうで設定していくということでございます。そういうことで、現在のほうで検討をなされている。今後、計画がつくられて、その中で産業の具体化、特定ということがなされていくと承知してございます。

○伊藤会長 では、県のほうから。

○仲井眞委員 今回、担当の商工労働部長が来ていますので、彼からコメントさせていただいていいですか。

○伊藤会長 どうぞ。

○下地商工労働部長 これまでの金融特区については、今、内閣府のほうからも御説明がありましたように、要件等ハードルが高くてなかなか集積していなかったということもあ

りまして、県としましては、まだ固めたわけではありませんが、現段階の考え方として、経済金融活性化地区の対象業種として、金融業に係る業務及び付随する業種は当然であります。また、それらをインフラとして使うような情報通信及び情報通信技術利用、あるいは食料品の製造業だとか道路貨物運送業、倉庫業等を想定しながら、今、検討に入っているところでございます。

その理由としましては、国内唯一の金融特別地区として指定を受けて、金融ビジネスの創設等に取り組んでまいりましたけれども、それに関連する直接金融業務はなかなか立地していただけなかったのですが、情報関連産業がその地区にかなり集積しております。これは、金融クラスターを形成するに当たって、そういう金融業務等を下支えするという側面もありますので、そういったものを組み合わせながら業種をつくっていきたくて考えております。今、検討段階だということで、担当部局として考えている段階の話でございます。

○伊藤会長 どうぞ。

○藤沢委員 ありがとうございます。

最後に私が申し上げた人材のところをぜひお願いしたいと思っています。というのも、沖縄に進出する企業は賃料が安いからといって出ていくのですが、それは大変悲しいことで、それなりのお給料をしっかりともらって、そしてきちんと実力を高めていただく人材というのが沖縄に育つべきだと私は思うのです。まさにこういう金融特区をおつくりになって、その幅を広げていく、情報通信にも広げていくということであれば、きちんと人を育てる。内地の人も沖縄で働きたい、子供を育てたいと思うような教育インフラもあわせてこの特区の中で御議論いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○伊藤会長 どうぞ。

○仲井眞委員 確かに、人材は切りなく。実は我々も人材の育成というのは、大小と云っては変ですが、いろいろな種類のいろいろなことをやって、ほかの県と違うとは思っておりませんが、委員のように、特殊な分野の非常に高度な人々がいいますかと言われると、東京や大阪に比べてどうかなという部分は確かにあります。ですから、ここは、我々も迷い、迷いながら、どこまで育て切れるかなというところでもあるのです。ITも含め、金融のある部分、金融商品の開発も含めていろいろな形でどこまで専門家を育て切れるか、さらにその子弟の教育も、東京の進学校に比べれば沖縄はいかななものかと言われると返す言葉がないのですが、どこまで私どもがチャレンジすべきかも含めて、むしろいろいろな御意見をぜひいただきたいというのが率直な気持ちでありますので、よろしく願いいたします。

○伊藤会長 ほかに御質問とか。

では、當眞委員、どうぞ。

○當眞委員 資料3の2ページの物流特区の部分で質問をさせていただきます。

航空機整備業を追加したというのは大変ありがたい話だと思っております。県内の若者が中国等々の航空機の整備の現場のほうに行っているわけですが、地元でこういう整備業ができることみんな帰ってくれると思うわけです。人材という切り口で見ますと、航空機、あるいはその主要部品であるジェットエンジン等々の整備については、機種が違う、エンジンが違うという意味では、いきなり全ての分野でベテランになるというわけではなくて、それぞれ年数や研修、あるいは資格試験なども積み重ねながら実力を蓄えていくと思しますので、ぜひ琉球大学、あるいは沖縄高専、県内の工業高校などの子供たちの育成もあわせてお願いしたい。我々もまたそういう子供たちに叱咤激励をしながら、すばらしい制度、産業にしたいと思っておりますので、ぜひお力添えをさらにやっていただきたいと思っております。

その場所の話ですが、航空機の整備業となると、資料3の6ページの左下に四角、長四角、三角のところがあるのですが、恐らく左下の部分の長四角、三角のところになると思うのです。要するに、これだけで将来を見据えて適正な規模になるかどうか。そういう前提だということであればありがたいのですが、その辺を少し質問させていただきたいと思っております。

○伊藤会長 それでは、まず事務局から先に。

○井上政策統括官 それでは、内閣府のほうからお答えさせていただきたいと存じます。

まず1点目の航空機整備事業にかかわる人材育成でございますけれども、今、委員御指摘のとおり、新たな産業をつくる際にそれを担う人材が不可欠であると考えております。お話のように、琉球大学もあり、また沖縄高専もございます。沖縄高専でもこういう人材を積極的に育てていきたいというお考えもあると聞いておりますので、県ともよく連携を図らせていただきまして、今後、航空機整備事業を指定して、これが稼働するに当たってそういう人材育成を進めていきたいと考えております。

2点目の地域の指定でございますけれども、6ページ、現時点における国際物流特区の対象地域は、この赤で囲んだ那覇空港、那覇港湾地区であることは事実でございます。ただ、今回、知事から国際物流特区の地域指定についてはぜひ自分に権限をおろしてほしいという強い御要請がございまして、法律でそのとおりになっております。したがって、法が施行されているわけでありまして、今後、この地域をどのようにしていくかというのをまず県でお考えいただいて、拡大することが必要であるというのであれば、手続にのっとりそのようなことが可能でございますので、今後の県のお考え、そしてそれを受けて我々としてどのように考えていくかということだと思っております。

○當眞委員 ありがとうございます。

○伊藤会長 では、県のほう、どうぞ。

○下地商工労働部長 ありがとうございます。

県としましては、せっかく指定権限をいただきました。こちらのほうとして、航空機整備基地の整備も含めまして、それを進めながら地域の拡大をしていくという考えであります。

す。

まず初めに、空港内にMROの航空機整備基地の整備を進めながら指定をしていくという考えでおります。

それから、人材育成におきましては、今、国立高専のほうが機械コースの中にさらにそういう航空機の整備のコースをつくるということで動いていると聞いておりますので、だんだんとそういう面も波及してきていると感じております。

以上です。

○仲井眞委員 会長、ちょっと追加していいですか。

○伊藤会長 どうぞ。

○仲井眞委員 沖縄県で新しい産業を誘致したり、育てようといいますが、支援しようというときに一番困るのは、先ほども委員から御指摘があった高度な専門家をどのように我々が育て切れるかというところがあるのですが、當眞委員からありましたように、電力では、ボイラーの話であれ、タービンであれ、結構立派な技術者が育ってきておりますし、新エネルギーもそうでしょう。今度は、航空機のエンジンの整備工場だとか航空機全体の整備となると、初めはIHIさんとか新明和さんとか三菱重工さんとか、そういうところで働きながら、ないしは訓練を受けながら、オン・ザ・ジョブ・トレーニング的に沖縄でもやっていきながら、高専、工業高校、琉球大学とタイアップしつつやっていくことになるかと思うのです。

あわせて、日本電装さんとかトヨタに、機械加工とか組み立てを含めて、実は沖縄の子供たちが何千人と行って向こうでトレーニングを受け、残念ながら4～5年すると帰ってきてしまうのですが、実はそういうトレーニングを受けた子供たちもいて、機械系とか塑性加工系の企業が行ったときに、意外にすぐに使いやすい子供たちもいるという評価もそれなりにあるのです。同時に、新人もちゃんとトレーニングしながらという仕組みや、オン・ザ・ジョブ的にしっかりやっていきたいということで、機械加工系も実はいろいろな企業が来始めておりますので、それと並行しながら、我々も人材育成についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。ぜひいろいろな御意見を賜りたいと思っております。よろしくお願ひします。

○伊藤会長 どうぞ。

○當眞委員 蛇足ながらちょっとつけ加えさせてください。

今や航空機というのは、必ずしも機体やエンジンのみならず、細かい制御などを含めますと、いわゆるITの世界も入っていますし、さらにコンピュータの技術屋もいっぱい要りますし、材料・燃料も分野がすごく広がっておりますので、ぜひ総合的な技術屋の育成をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○伊藤会長 どうぞ。

○富川委員 今回の沖縄振興特別措置法の改正は、沖縄県の産業発展にとっては非常に追い風になると考えております。とりわけ沖縄では、昔、釣り具論というのがあったのです



が、釣り具を大分用意してもらった感を持っております。

どういふところかと申しますと、特に金融業に限らずとしたところです。ここは、以前いろいろな構想があつて、ほとんど実を結ばなかつたということがありました。この総括・反省が必要ですが、これはともかくとして、外してもらつたということ。それから、県知事が金融に限定せずに事業も認定できる。今後の金融・経済の計画に期したいと思つております。

それから、沖縄のメイン産業はいわづもがな観光であります。観光につきましても、この特別措置法以外に、先ほどの国家戦略特区のほうでいろいろ補強していただきまして、これもまた土台にして展開できるのではないかと考えています。

どんな企業ができるかということについては前回少し紹介したのですが、『日経ビジネス』で「沖縄経済圏」という特集を組んでおりまして、ありとあらゆる可能性があるということ論じております。そこにある可能性を拾い上げながらこの計画に盛り込んでいって実効性のあるものにすればいいのではないかと考えております。

それから、観光につきましても、以前、沖縄総合事務局で医療ツーリズムということと比較検討してきたわけ。そこでは東洋医療と西洋医療を組み合わせたCAMという発想で議論したようですが、特に外国の医者の診療行為というのが取り沙汰されたようです。そこは今回認められなかつたようですが、引き続き検討していただければと思つております。

最後に、情報に関するところ。これは、沖縄の産業の第2の産業になれるのではないかと考えております。その根拠は、第3次沖縄県情報通信産業振興計画の中に、目標値として、雇用者を3万7,000人、生産を3,900億と書いてあります。この3,900億という数字は、沖縄県の県の受け取りでいいますと、最新のデータで国庫からの受け取りがおおむね9,653億円、観光が3,782億円。4,000億をちょっと切りましたけれども、通常4,000億程度あると思います。これに匹敵する大きなもの。軍関係受け取りが大体2,000億前後ですから、まさにこの計画どおりにいけば、第2の産業になり得るのではないかとということで、とにかくにも具体的な計画の中に各論を埋め込んでいって、さっき申し上げたいいろいろなシーズと申しますか、可能性を拾い上げて戦略を練っていただきたいと思つております。

以上です。

○伊藤会長 ほかに。

では、開委員。

○開委員 ありがとうございます。

まず最初に、今回の規制緩和と特区の措置に感謝申し上げます。経済の活性化に向け、沖縄が主体的に頑張れる環境をつくっていただいたのですから、ありがたいことだと思います。

さて、先ほど藤沢委員から出た教育インフラに関連するのですが、ぜひとも今後お願いしたいのが人材育成への支援です。子供たちの教育から大人の人材育成まで含めて、どのようにして人が育つ環境を整備していくのかということに力を入れていただきたいと思いま

す。

数年前、沖縄に進出したある証券会社社長から伺ったことですが、今まではバックオフィスが沖縄につくられていたのだけれども、その会社ではフロントオフィスを沖縄につくろうと県内の大学生を十数人採用して、その学生を本社の中枢の部署に送って人材育成をしたら、首都圏の学生に劣らないぐらいに目覚ましく成長してくれた、彼らは将来沖縄に帰すつもりだということをお話ししていたのです。

その話からすると、企業との連携などさまざまな形で、育成の場をつくるというか、環境を与えてあげることで、子供たち、学生たちを伸ばすことができるのではないかと思います。そういう制度や事業をぜひ進めていただきたいと思います。

もう一つ、教育インフラの整備に関しては、いつも申し上げていることになるのですが、離島県沖縄では、39の有人島のうち陸路で高校へ行けない島が33島あります。学校がある29島のなかで、高校へ陸路で行けない島は23島です。大体、国民の1.1%が沖縄に住んでいますが、陸路で病院・学校に行けない人口は1.3%。完全に縮図なのです。その沖縄で子供たちの教育とか福祉とかを考えると、やはり特別措置がいろいろと必要ではないかと思えます。教育の機会均等がなかなか享受できない小さい島の子供たちにどのような形で教育環境を整えていくのか。具体的には、教員の加配ですとか、指導教諭をどのような形で配置していくのかとか、文科省管轄の制度の中で措置できること、お願いしたいことが幾つかあります。その辺もぜひ取り組んでいただきたいと思います。これは福祉に関しても一緒です。その辺の規制緩和をぜひともよろしくお願いします。

○伊藤会長 どうぞ。

○富川委員 済みません。申しそびれて恐縮です。

人材育成についてですが、御承知のように、沖縄県の大学進学率は38%ぐらいで全国最下位です。ところが、専門学校の進学率は全国で1番か2番なのです。そういうことで、今、北谷町で取り組んでいることを御紹介したいのですが、跡地利用として外国の大学を設立していこうと。コンセプトは、21世紀ビジョンにある「アジアの橋頭保」ということで、そこに来れば海外の大学に行ける。トップクラスもちろんそうですが、特に中堅のアジアとか海外の専門学校にも行けるようなブリッジプログラムをコンセプトとして、今、検討しております。とりあえずは外国の大学を外に出すということですが、日本の大学法人ではない別の新しい形で、沖縄の中堅層の教育ニーズに合ったような教育サービスができるような検討をしておりますので、御紹介しておきたいと思えます。

○伊藤会長 ほかにどなたかございますか。

それでは、平田委員、どうぞ。

○平田委員 沖縄県文化振興会の平田でございます。

資料6の3ページにあります国家戦略特別区域の中に「目標」として「世界水準の観光リゾート地を整備し、ダイビング、空手等の地域の強みを活かした」というところがあります。我々、ルーツツーリズムという言葉を使って、いわゆる文化を基点として、空手、

それから三線、琉球舞踊、エイサー等を通じて沖縄にルーツを感じる方々を呼び込むというようなルーツツーリズムという考え方があります。まさにこの国家戦略の特別区域の中で、恐らくこれから会議が設置されて特区ごとに細かい計画がされていくと思いますけれども、大きな励みになるのではないかと考えておりますので、しっかり頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤会長 どうぞ。

○クリスティーン委員 二、三、お伺いしたいことがあります。

1つは、今回の特区ということについては、以前、2002年にも名護市でタックスヘイブンといいますか、一度そういう特区に指定されて、それがうまくいかなかったという経緯があるかと思うのです。これをつくることによって、そのときのいろいろな問題点をここでもう一回解決して、そして新たな形でつくられるということの流れなのでしょうか。

もう一つは、うるまのほうにも特区がありまして、私の知っている幾つかの企業がそこにあります。1つは、先ほどお話がありましたように、相互接続検証事業という、いろいろなITの機械を、接続性があるかどうかということの検証をする仕事がありまして、3年間で30億という金額を出されているわけです。それがうまくいっているのかどうか。雇用されている方々が本当に沖縄県のためになっているのか、それとも沖縄県民の雇用になっているのか。先ほど話がありましたけれども、今までのものをちゃんと検証して、うまくいったものとうまくいかなかったもの、そして、なぜうまくいったのかということがわかると、次も非常にやりやすいわけですし、うまくいかなかったものはどういう点に問題があったかということがすごく大事ではないかと思うのです。

もう一つは、交通です。以前から非常に疑問を持ちましたのは、日本国の中で電車の線路がない県が沖縄だけなので、逆に、名護から那覇までの電車網をつくってもいいのではないか。若い方々が車だけに頼るといえることは、もしかしたらバスはいいかもしれませんが、やはり交通渋滞もありますし、時間に正確に着けなかったりすることもあるので、そういうインフラ整備というものにももう少し国の力を入れてもいいのではないかという感じがするのです。

それと、以前の委員会の中でお聞きして、これから改善しますと言われたものがどうなったかがまだよくわかりませんのは、やはり物流で、船が1回日本に到着しますと、沖縄に立ち寄ってから本土に行かれると、また別な形で動けないような状況になっているという話を伺っていたのですが、それを解決されたのか。私が3～4年前にこの話をさせていただいたときに、それについていろいろとこれからかかわっていきますと言われたのですが、沖縄県というものが特別なところであるということの中でも、免税の県にするとか、シンガポールとか、香港とか、またはBVIの島のようにされて、それで日本の経済を沖縄が支えられるような新たな何か。特区にたくさんされているのですけれども、その特区が少し金額が安くなったり、人材を減らすとか、ハードルを低くすることだけ、ワンポ

イントだけではできないと思うので、もうちょっと総合的に沖縄を考えたときに、サービス産業の県にして、そういう観光をベースにして、その上、なおかつアジアの中でもとても大事なタックスヘイブンに本当の意味でしていくことが非常に重要ではないかと思うので、もう少し大きなビジョンをここにまた組み込むということも一つあるのではないかという感じがいたします。

○伊藤会長 幾つか御意見とか質問が出たのですけれども。

どうぞ。

○井上政策統括官 今、何点か御質問がございました。そのうち、私から2点ぐらいお答えさせていただきまして、残余について県と植田参事官のほうから答えさせていただければと思っております。

まず、名護の金融特区でございますけれども、それをきちっと検証した結果、今回の制度になっているのかという御質問でございますが、そのような対応と我々は考えております。先ほどの説明にもございましたけれども、15社は金融特区に金融関連業が立地しております。ただ、制度的には、現在、所得控除制度適用件数はゼロでございます。やはり、実経済の振興といいますか、発展が伴って、それに関連して金融業というのが出てくると考えております。したがって、これまでの制度といたしまして金融業のみを対象としておりましたけれども、実経済という面で知事が産業を設定していただいて、総理大臣が認定すれば、それも対象にしていくという形にしたものでございます。

それから、所得控除制度につきましては、さまざまな要件がございまして、それが厳し過ぎるのだという御意見がございましたので、今回、できるだけそれを緩和させていただいたということでございます。そういう面で、この制度がより有効に使われるように我々は努力していきたいと思っております。

それから、鉄軌道でございますけれども、戦前、沖縄軽便鉄道がございました。それが戦争のためになくなって、その後、モノレールはできたわけでございますけれども、今はないという状況でございます。私ども内閣府といたしましても、これまで平成22年から検討・研究をしております。どういうルートがあり得るか、そのルートを前提とした場合、どのようなコストがかかるのか、そして、便益がどの程度生まれるのかということは、今、真剣に検討させていただいているところでございます。さまざまな課題はあると考えておりますけれども、来年度も2億円の調査費を計上しておりますので、引き続き、検討・研究をさせていただきたいと考えているものでございます。

○伊藤会長 では、まず知事からどうぞ。

○仲井眞委員 今、井上統括官からもお話がありました。沖縄担当部局であるとか、昔の沖縄開発庁とか、いろいろな形で沖縄の特区とか特別制度というのを、日本に復帰して41年間、いろいろ工夫をし、実はたくさんやってきていただきました。そういう中で、まさにクリスティーン委員がおっしゃったように、我々も一時の台湾とか香港とかシンガポールとか、本当のといつては変ですが、特区というようなものを夢みてきたことがありまし

た。

しかし、日本というのは、内閣府の皆さんは最大限のことをやっていただいているので、私は反論する気はありませんが、タックスヘイブン1つ、つまり、金融特区もまさしくそういうつもりで、ほうはいとしてというか、いろいろな方の御意見を踏まえてつくっていただいたのですが、結果として、日本の中ではこれはなかなかブレイクスルーできませんでした。これは日本の中ではなかなか難しい部分があるらしくて、結局できていません。そして、政府のほうでいろいろな工夫をしていただいて、今度また新しく経済金融特区というような形になってきたわけですが、日本国ではかなりの限界があります。香港やその他の地域のようにはなかなかいきません。というのが現実です。

そして、3.11の東日本の地域と今度の新しい法律の延長に当たってちょうどタイミングが合ったりして、沖縄も、ある意味で政府がよくやっていただいたのですが、遠慮する部分がないわけでもありません。そういう中でも、沖縄県は47番目の県として1周おくれ、2周おくれが何とか46番目に近づいてきたという結果は出ております。ですから、今また改めて、香港のようなまるで自由というようなところまではいかなくても、日本の現状に合う中で特別区というのをつくっていただけないかということで、今度いろいろな使い勝手のよさも含めてまとめていただいたのがこの税制だと理解いたしております。我々も、せっかくなつくっていただいたこの制度を何とか活用していただくよう、県内の企業もそうですが、県外の外国の企業も含めていろいろ誘致に取り組んでいきたいと思っております。

そういうことで、タックスヘイブンという概念は日本ではなかなか通じないのです。通じないというとな妙な言い方ですが、実は難しいような歴史です。

実は今、企業誘致で、おかげさまで二百何十社ぐらい沖縄には来ていただいております。そういう意味で、企業誘致という行動に対しては反応していただいて、むしろこれは無理だということで店をたたんで帰られたところもあるのですが、99%に近い大部分の企業は残って頑張っているから、雇用の効果が大変あります。

そういうことで、先ほどおっしゃったこの検証、うるま市で誘致しました企業、それから検証をやっているところも、今まだ何とか頑張っているから。私どもの定期ケアというか、アフターサービスというか、アフターケアがちょっと足りないこともあったかなと反省もしながらやらせていただいております。今度、新しいいろいろな制度の改善をしていただきました。恐らく、これは日本国でできる最高の特区制度だと思いますし、今度はまた戦略特区というのも出てまいりましたので、もう一つ、ブレイクスルーできる制度にするのも、我々側の制度設計といいますか、お願い設計というのも必要だなというところにありますので、またいろいろ御意見をいただきたいと思っております。タックスヘイブンの分野というのは非常に難しいし、カボタージュ、船の寄港も内国船並みの扱いというのも長いことお願いしてきたのですが、これも実現するのは現実問題難しいというのが幾つかあります。そういうあたりが現実の状況でございます。

○伊藤会長 どうぞ。

○植田産業振興担当参事官 先ほどの御質問の物流の関係で船のお話がありましたけれども、日本の国内の船の航路につきましては日本国籍の船であるという規制でございます。今、お話がありましたように、カボタージュ規制と呼ばれております。これは国交省さんのほうの規制でございますけれども、数年前にこの規制が一部外されたということがございます。具体的には、現在の物流特区を使う船については、先ほど申し上げたこの規制が一部外されている。こういう緩和は現に行われているところでございます。

○伊藤会長 済みません。時間を大分オーバーしておりますけれども、どうしても発言されたい方がいらしたら手を挙げていただけますか。それを見て少し判断させていただきたいと思います。

きょういろいろお話しいただいたことは、きょうここで片をつけなくても、恐らくこの場でこれから何度も議論しなければいけない問題だと思いますので、ぜひこの場でまた発言していただきたいと思いますし、それ以外にまた御意見がありましたらぜひ事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

それでは、次のプロセスに進めさせていただきたいと思います。

内閣総理大臣からの諮問に対する当審議会としての答申について御相談申し上げたいと思います。

今回の地区指定につきましては、当審議会としては内閣総理大臣からの諮問について異議がない旨の答申をしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、答申文案を事務局に読み上げていただきたいと思いますので、今、資料が配られると思います。

(答申案配付)

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○植田産業振興担当参事官 それでは、読み上げさせていただきます。

(案)

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

沖縄振興審議会

会長 伊藤 元重

経済金融活性化特別地区の指定について

平成26年4月4日付け府政沖第103号をもって当審議会に諮問のあった「経済金融活性化特別地区の指定」については、審議の結果適当であると認められるので、この旨答申する。

以上です。

○伊藤会長 ただいまの答申文案を当審議会の答申文とすることにつきまして、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤会長 皆様の御賛同をいただきましたので、ただいまの案を当審議会の答申したいと思います。

ここでプレスの方々に入室していただきますので、ちょっとお待ちいただきます。

(報道関係者入室)

○仲井眞委員 会長、どうもありがとうございました。お礼を申し上げます。委員の皆様もありがとうございました。

○伊藤会長 それでは、今般の法改正で創設されました経済金融活性化特別地区につきまして、当審議会における審議の結果、沖縄県から申請がありました名護市が適当であると認められますので、沖縄振興審議会として答申したいと思います。

(伊藤会長から後藤田副大臣へ答申文手交)

○伊藤会長 それでは、御挨拶をお願いいたします。

○後藤田副大臣 ただいまさまざまな御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。経済金融活性化特別地区につきまして、審議会より諮問のとおり、名護市をその区域として指定することが適当である旨の答申をいただきましたので、速やかに指定の手続を進めてまいりたいと思います。

地区指定の後には、沖縄県において計画を作成いただき、その中で集積の対象となる産業の内容等についても定めていただくこととなりますが、沖縄が日本のフロントランナーとして日本経済活性化の牽引役となるよう充実した計画をつくっていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、今後とも沖縄振興のためお知恵をお貸しいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○岡本企画担当参事官 本日の議事録につきましては、従前どおり、後日、各委員の皆様にご確認いただいた上でホームページに公表する予定ですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○伊藤会長 それでは、以上をもちまして、第24回「沖縄振興審議会」を終わらせていただきます。きょうは皆さん随分御発言いただきました。今後こういう機会をもう少し持てればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日はどうもありがとうございました。